

浄化槽法定検査依頼書（法第11条定期検査）

埼玉県知事指定検査機関
 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 様
 浄化槽法第11条に基づく検査（定期検査）を依頼します。

年 月 日

※依頼者記入欄

依頼者住所	〒 ー		
氏名 (管理者名)	フリガナ (法人にあっては、名称および代表者氏名)		
連絡先	TEL	FAX	
浄化槽の 設置場所	(上記と同じ場合は記入の必要はありません) 埼玉県		

浄化槽施設概要					※分かる範囲でご記入下さい。	
人槽	メーカー名	型式	処理方式	使用開始年月日		
人槽			合併 ・ 単独	年	月	日

※法定検査手数料は、埼玉県知事より告示された金額です。法定検査手数料に消費税はかかりません。						
人槽	10人槽以下	11～20人槽	21～50人槽	51～300人槽	301～500人槽	501人槽以上
法定検査 手数料	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

浄化槽法第11条に基づく検査（定期検査）を毎年依頼します。

法定検査は 月※1を希望します。

※1 都合により多少前後する場合があります。

浄化槽を新しく設置された方については、法第7条検査の受検が必要です。対象の場合下記□にレ印をご記入下さい。
 浄化槽法第7条検査を申込みます。法第7条検査手数料は10人槽以下の場合13,000円（非課税）です。

- 埼玉県浄化槽設置指導要綱に基づき翌年以降の定期検査の継続的な検査依頼を兼ねています。
- 何らかの事由により、法定検査を中止する必要がある場合には、必ず事前に（遅くとも法定検査希望月の1ヶ月前までに）ご連絡をお願いします。
- 浄化槽の法定検査は、浄化槽法により毎年1回受けることが義務づけられています。
- 検査結果については、公的機関及び浄化槽保守点検業者等に連絡することもあります。
- ご提供頂いた個人情報、法定検査業務にのみ使用し、他の目的には使用致しません。

※手続き担当者記入欄（必ず記入してください）

依頼の手続き担当		
名称	一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 電話048-501-5707 FAX048-501-5709	担当者名

【法定検査に関するお問合せ先】

埼玉県知事指定検査機関
 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
 〒366-0821 埼玉県深谷市田谷11
 Tel.048-501-5707 Fax048-501-5709

※指定検査機関使用欄（記入しないで下さい）

<input type="checkbox"/>	検査員検査	<input type="checkbox"/>	採水員検査
整理番号			